

STCW-F 条約国内法制化検討会とりまとめ

I. はじめに

1995年に採択された「1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」（以下、「F条約」という。）は、2012年9月に発効し、現在35カ国が批准している。

我が国においては、「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」（以下、「W条約」という。）を1982年に批准し、船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下、「職員法」という。）において、商船・漁船の区別無く同一の資格体系を構築するとともに、船員法において船員に求められる訓練制度を構築しているところである。

これに関し、平成24年12月に（一社）大日本水産会より漁業条約（F条約、トレモリノス条約及びILO漁業労働条約）について、批准・国内法制化に関する業界意見をとりまとめた要望書が提出された。

これを受け、官労使において、「漁業条約の検討のための準備会」を立ち上げ、同準備会の下にF条約の基本的な事項を確認し、F条約の批准に関する検討を効率的に行うための「STCW-F条約分科会」が設置された。同分科会においては、我が国における漁業の現状、人材確保・後継者育成の取組状況、F条約の内容、W条約との相違、職員法及び船員法における両条約の取り込み状況などについて検討を行い、平成27年8月に中間とりまとめがなされた。

同中間とりまとめにおいては、F条約を批准することについては、漁船及び漁船員の安全を確保する条約の目的、精神が担保される前提で、反対すべきものではないことが関係者における共通認識とされ、同分科会に参加した関係官労使のみならず、船員教育機関等の意見を幅広く伺いながら、F条約の批准に向けた具体的な検討を進めることとされた。

このような背景の中、平成27年9月に本検討会を立ち上げ、様々な観点からF条約の批准に伴う国内法制化に向けた検討を行ってきており、本とりまとめは、今後の国内法制化の方向性についてとりまとめたものである。

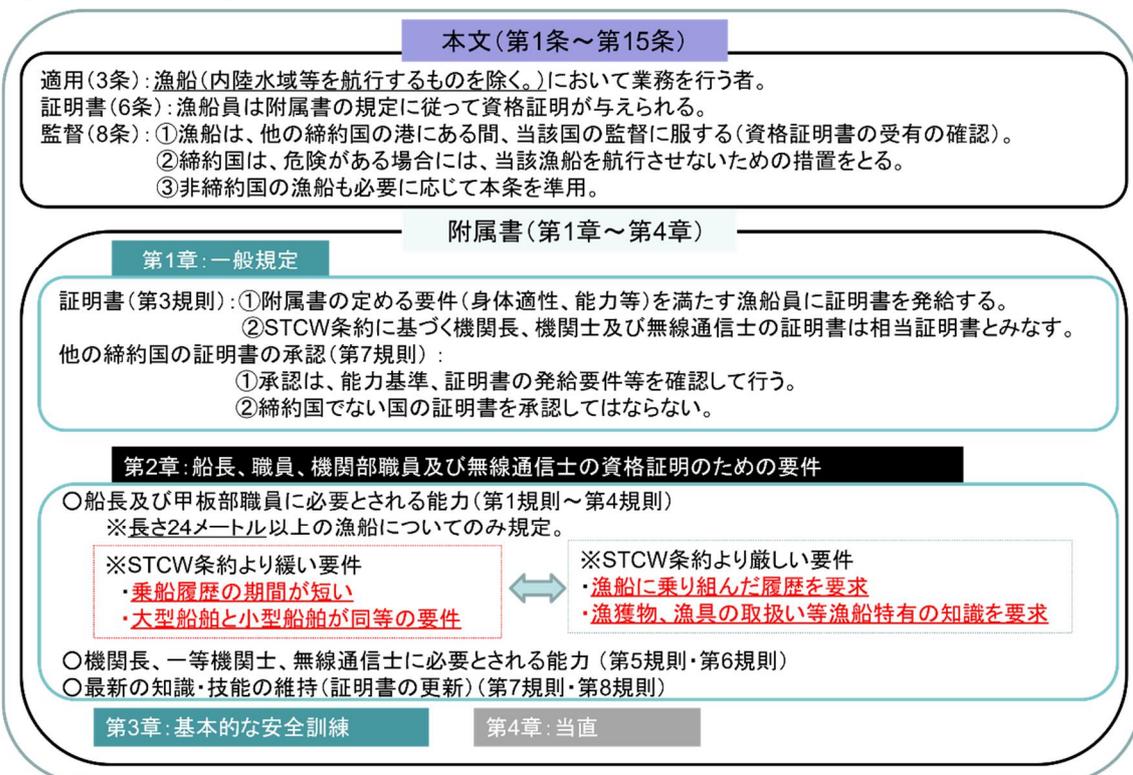
II. F 条約の概要

F 条約は、統計的に漁船員の事故率が他の船員に比べて高いことから、「海上における漁船員の安全に関する総会決議 A. 646(16)」を受けて採択された安全規制の条約であり、海上における人命の安全及び財産の安全並びに海洋環境の保護の見地から、漁船員に必要な能力を備えることを目的としている。

このため、適用対象となる漁船員の範囲についても、45メートル未満であって、専ら締約国の港から出港し、かつ近傍の水域において操業する漁船に乗り組む漁船員については、締約国の判断において規定の適用を緩和することも可能であるが、これら以外のすべての漁船員については適用される構成となっている。

また、機関長、一等機関士及び無線通信要員に関する規定については、W 条約と同等の構成となっているが、船長及び甲板部職員に関する規定については、F 条約特有の要件を付加し、W 条約とは異なる構成となっている。

【F 条約の概要】 第 1 回検討会（平成 27 年 12 月）資料 2



【F 条約と W 条約の差異】 第 1 回検討会（平成 27 年 12 月）資料 2

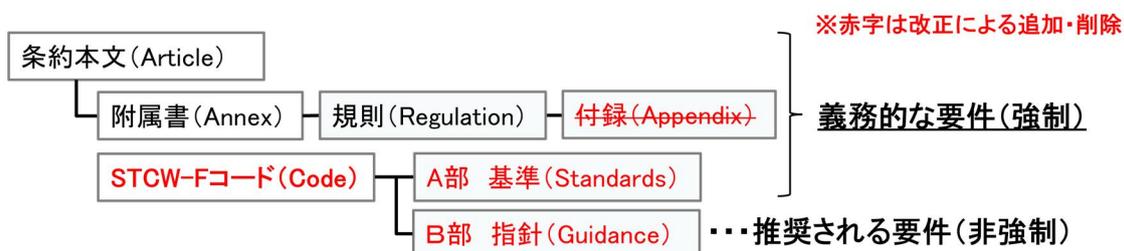
甲板部	STCW-F	STCW
基準	メートル	トン数
資格証明の適用範囲	下限なし。 ※24m未満について明示なし。	下限なし。 ※条約上は20GT未満も適用
職員資格	2資格(船長、職員) 1区分(24m以上) 2区域(限定水域、無限定水域)	3資格(船長、一等航海士、職員) 3区分(～499GT、500～2999GT、3000GT～) 2区域(沿岸航海、非沿岸航海)
必要な乗船履歴	職員: 12m以上の漁船にて24月(*1) 船長: 職員又は船長で12m以上の漁船にて12月(*2) *1: 短縮規定なし。(STCWの記録簿を用いる履歴でも可、ただし24月必要)。 *2: 短縮規定なし(6月内の商船履歴でも可)。	職員: 36月(*3) 一等航海士: 職員で12月 船長: 職員で36月(一等航海士12月で職員12月) *3: 短縮規定あり(認定された訓練課程修了で、12月に短縮)。
当直部員資格	なし	あり

機関部	STCW-F	STCW
職員資格	2資格(機関長、一等機関士) 1区分(750kw～)	3資格(機関長、一等機関士、機関部職員) 3区分(750kw～、750～2999kw、3000kw～)
必要な乗船履歴	一等機関士: 12月(*4) 機関長: 24月(*5) *4: 短縮規定あり(認定された訓練課程修了で6月)。 *5: 短縮規定なし(一等航海士の資格で12月の職員業務が必要)。	職員: 36月(*6) 一等機関士: 職員で12月 機関長: 職員で36月(一等機関士で12月、職員で12月) *6: 短縮規定あり(認定された訓練課程修了で、12月に短縮)。
当直部員資格	なし	あり

平成 27 年 12 月に第 1 回検討会を開催し、STCW-F 条約分科会の中間とりまとめを元に議論を開始したものの、F 条約と国内法との乖離が大きいことから国内法制化を行うためには、条約改正を行う必要があるとされ、検討会の開始当初においては、主に条約改正に関する議論を中心として行ってきた。

本検討会における議論と並行して行ってきた F 条約の改正作業については、我が国が主導し、順次、検討を進め、令和 6 年 5 月に行われた MSC108 において、採択され、2026（令和 8）年 1 月に改正条約が発効する見込みとなったところである。

【改正 F 条約の構成】 第 11 回検討会（令和 5 年 6 月）資料 1



改正 F 条約では、W 条約と同じ構成になるよう附属書の付録部分が削除され、新たに STCW-F コードが作成されるとともに、附属書の章構成自体は変更が無いものの規則内にシミュレータや身体基準等が追加された。

【F 条約の主な改正事項】 第 11 回検討会（令和 5 年 6 月）資料 2

全体 & 附属書第 1 章（一般規則）

項目	現行	改正後
1. 条約の構成	本文＋附属書（規則＋付録）	本文＋附属書（規則）＋コード ※STCW条約と同様の構成
2. 定義	—	所有者、漁船員、漁業練習船、資格証明書、技能証明書など、11の定義を新たに追加
3. 適用（船舶の大きさの指標）	船長及び甲板部職員の資格区分や乗船履歴要件で用いられる船舶の大きさの指標は、「長さ」のみ	長さをトン数に読み替える規定を導入 45m＝950トン 24m＝300トン (12m＝主管庁の裁量)
4. シミュレータの使用	規定無し	・新たな規則として追加 ・性能基準やシミュレータ訓練の手順等を規定
5. 身体基準	第2章の各資格要件において「身体適性につき締約国を満足させること」と規定するのみで、具体的な基準無し	・新たな規則として追加 ・コードAにSTCW条約と同様の身体基準を規定

附属書第 2 章（資格証明と更新）

項目	現行	改正後
1. 甲板部当直職員の履歴要件	漁船で2年以上（内、1年までは商船の履歴又は特別訓練で代替可）	左記の他に、「承認された訓練計画の一部として、漁船又は漁業練習船で1年以上」でも可
2. 能力評価の証明方法	試験合格	コードA部に規定する能力基準を満たすこと（試験や乗船履歴、シミュレータ訓練等、方法は能力毎に規定。 ※能力の中には、STCW-F条約特有の知識あり
3. 機関部の資格区分	1区分のみ ①750kW以上・機関長 & 一等機関士	次の3区分 ①3000kW以上・機関長 & 一等機関士 ②750～3000kW・機関長 & 一等機関士 ③750kW以上・機関部当直職員

附属書第 3 章（基本訓練）

項目	現行	改正後
1. 第3章に定める訓練	基本訓練のみ	基本訓練及び船上の安全に関して精通するための訓練
2. 基本訓練の更新要件	規定なし	「個々の生存技術」及び「防火と消火」の能力については、5年毎の能力証明が必要
3. 基本訓練の一部免除	・規定されている内容が項目のみで詳細要件が無いため、具体的な訓練内容や実施方法は主管庁の裁量 ・小型漁船は主管庁裁量で全項目を免除可	・24m未満かつ／又は限定水域のみで従業する漁船の乗組員については、主管庁裁量で要件の一部を免除可 ・STCW条約証書受有者については、同証書取得時に既に評価された能力の再評価を免除可（同等レベル以上のものに限る。）

附属書第 4 章（当直）

規則とコードにおける規定箇所の変更のみで、要件の中身を変える改正は無し

Ⅲ. 国内法制化に向けた課題と今後の方向性

本検討会において、国内法制化に向けた議論を進めるにあたっては、Ⅱ. で示したように、条約改正が行われることが前提となっていたことから、ここでは検討会での議論の結果を踏まえ、改正 F 条約を国内法制化するために必要な事項を以下のとおり整理するとともに、それぞれの論点に関する現状や今後の方向性について示すこととする。

なお、今後の方向性のうち、制度改正を伴うものについては、行政においてその実現性や妥当性、経過措置の必要性等について法制的な面からさらに検討が行われることを前提としていることに留意することが必要である。

<国内法制化に向けた主な論点>

- (1) 漁船と商船の労働力の流動性の確保
- (2) F 条約適用漁船の対象範囲
 - ① 読替え規定の導入
 - ② 限定水域の範囲
 - ③ 適用除外の範囲
- (3) 資格制度のあり方
 - ① 機関部及び通信部の資格
 - ② 資格証明書
- (4) 資格取得要件
 - ① F 条約特有の知識
 - ② 乗船履歴のあり方（練習船による乗船履歴の短縮含む）
 - ③ 練習船及び教官の要件
- (5) 漁船に係る配乗基準
 - ① 配乗基準（20 条特例*含む）
 - ② 承認制度
- (6) 基本訓練のあり方
 - ① 訓練対象者及び訓練内容
 - ② 対象船舶の範囲

*職員法第 20 条に規定する「乗組み基準の特例」

(1) 漁船と商船の労働力の流動性の確保

これまでの我が国の海技資格制度は、W条約批准以降においても商船・漁船の区別の無い同一の資格体系を維持してきており、これが船員の職域の選択肢と労働力の流動性の確保に繋がっているとの考えから、F条約を批准した場合にあっても、当該資格体系を維持することが労使含めた関係者間における共通認識となっている。

このため、F条約の国内法制化に当たっては、F条約の趣旨及び目的を損なうことのないよう安全の担保に配慮しつつ、「労働力の流動性の確保の観点」を最重要事項として考慮することとする。

(2) F条約適用漁船の対象範囲

① 読替え規定の導入

F条約においては、船長及び甲板部職員の資格証明のための最小限の要件の基準として、船舶の長さである「メートル」を用いている。

一方、職員法では、W条約における基準として用いられている船舶の「トン数」を用いている。

また、他の漁業関連条約（1993年トレモリノス条約議定書ケープタウン協定、ILO漁業労働条約）においては、各要件の基準として「メートル」から「トン数」への読み替えが規定されている。

これらを踏まえ、職員法において、新たにF条約の要件を国内法制化するためには、F条約を改正し、他の漁業関連条約と同様に読替え規定を加える必要があったところ、今般の条約改正により、当該読替え規定についても新たにF条約においても規定された。（300総トン=24m、950総トン=45m）

また、船長及び甲板部職員としての資格証明のための最小限の要件として、長さ12m以上の漁船における海上航行業務（乗船履歴）が求められているものの、F条約においては12mに関する読替え規定が明文されておらず、締約国の法令に従うものとされている。

【今後の方向性】

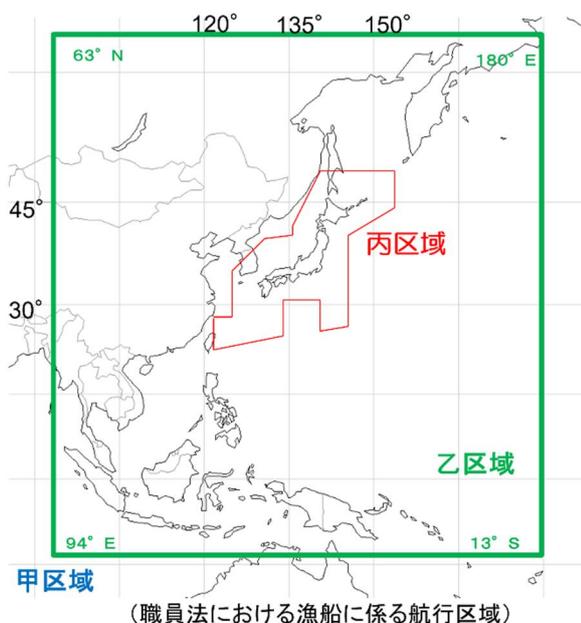
- 国内法制化に当たっては、新たにF条約に規定された読替え規定を使用することとする。
- 長さ12mの読替えに当たっては、国内漁船における長さトン数の比較を見ても明確な分布は見られないことから、労働力の流動性確保の観点も踏まえ、商船・漁船間における差異を設けないこととするため、現行規定の6級海技士取得に必要な「5トン」とみなすこととする。

② 限定水域の範囲

F条約においては、「限定水域」とは、締約国の近傍の水域であって全ての漁船員の能力及び資格証明のための基準を当該水域の外よりも低い水準に設定することが安全上可能であると考えられるものとして主管庁が定めるものとされている。また、IMO（国際海事機関）から示された見解として、「限定水域」とは、EEZ（排他的経済水域）を超えない範囲で主管庁の裁量に委ねることとされている。

一方、職員法では、これまで漁船に係る配乗については、「甲区域」、「乙区域」、「丙区域」の別に船舶職員として乗り組ませる者の資格や人数を定めている。このうち、「丙区域」は、EEZと極めて近い範囲で設定されているものの、完全に一致しておらず、EEZには含まれていない韓国や台湾等がその範囲に含まれているところである。

(日本のEEZ)



【今後の方向性】

- 国内法制化に当たっては、「限定水域」をEEZ内とする必要があるが、職員法における航行区域の変更（EEZと一致させること）は、その影響が多岐にわたる懸念があることから、行わないこととする。

このため、「限定水域」は「EEZ内」であることとし、「丙区域内を含めEEZを超える区域」を航行する漁船については、「無限定水域」を航行する漁船に求められる要件を課すこととする。

③ 適用除外の範囲

F 条約においては、条約の適用に関して、船舶の大きさを基準とする下限値が設けられていないが、「この条約に明文の規定のない事項については、締約国の法令に従うものとする。(第5条)」とされている。

また、附属書においては、主管庁は、一定の漁船について、各要件の全部又は一部を適用しないことを決定することができることとされている。

付属書 第1章 第1-2 規則 適用

1 主管庁は、第 2-3 規則から第 2-5-2 規則に定める全ての要件及び英語の使用に関する要件を長さ 45m 未満の漁船であって専らその港から出港し、かつ限定水域において営む漁業に従事するものに乗組む者に適用することが合理的又は実際的でないと考える場合には、当該漁船に乗組む者に対し、この条約に定める安全の原則を損なうことのない範囲内で、当該要件の全部又は一部を適用しないことを決定することができる。当該決定を行った場合は、関連主管庁は、当該要件の全部又は一部を適用しないこととされる者の訓練及び資格証明に関して取られた措置の詳細を、事務局長に報告すること。

一方、W 条約に準拠している職員法においては、20 トン未満の船舶について、W 条約批准以前からの資格体系を維持し、W 条約に準拠していない「小型船舶操縦免許」による乗組みを可能としている。

【今後の方向性】

- 20 トン未満の漁船については、労働力の流動性確保の観点から、商船・漁船間において差異を設けないよう、F 条約の適用を除外することとし、これまで同様に「小型船舶操縦免許」による乗組みを可能とする。また、当該小型船舶における機関部についても、これまで同様の機関長（6 級海技士（機関））の乗組みを可能とする。
- 限定水域のみを航行する 950 トン未満の漁船については、F 条約第 2-3 規則から第 2-5-2 規則の要件はすべて免除することとし、引き続き W 条約（第 2 章、第 3 章）に基づく要件のみを課すこととする。（これまで同様の W 条約に基づく現行の海技免状で乗組み可）
なお、この旨、IMO 事務局長に報告を行うこととする。

(3) 資格制度のあり方

① 機関部及び通信部の資格

F 条約においては、W 条約の規定に基づき発給された資格証明書については、F 条約における機関長、一等機関士、機関部職員又は GMDSS 無線通信士として業務を行うための証明書を受有する者について、相当する証明書とみなすこととされている。

また、機関部における資格や区分についても W 条約とほぼ同じ内容に改正されるとともに、無線通信士の資格要件についても「2012 年ケープタウン協定」が追加されたことにより、W 条約とほぼ同様の内容となっている。

【今後の方向性】

- 機関部における乗船履歴については、一部、W 条約と F 条約の間に差異はあるものの、労働力の流動性確保の観点から、機関部職員及び無線通信士の資格については、W 条約に基づく資格証明書（現行の海技免状）をもって乗り組みを可能とすることとする。

② 資格証明書

職員法では、W 条約の規定を準拠して海技免状の様式を規定しており、主に職務区分や限定事項等を記載することとなっている。

また、①における今後の方向性にあるとおり、機関部職員及び無線通信士については、W 条約に基づく資格証明書をもって乗り組みを可能とすることとしており、F 条約に基づく資格証明書は船長や甲板部職員のみが必要となるものと考えられる。

【今後の方向性】

- F 条約に準拠したものとして資格証明書を交付する必要があることから、新たに F 条約に準拠した海技免状を別様式にて交付することとする。
- 一方で、別様式にすることにより発生するデメリット（交付手続きや手数料等）や有効期限の取扱い等を考慮すると、W 条約と F 条約に準拠した旨を併記した海技免状の実現可能性について、法制面も含めた検討が引き続き必要であると考えられる。

(4) 資格取得要件

① F 条約特有の知識

F 条約においては、船長及び甲板部職員に対し、資格証明のための最小限の知識要件を規定している。

条約改正により、これまで規則本文に規定されていた当該知識要件はコード内に規定されることとなった。この中で、F 条約特有の知識と考えられるもの及び当該知識に関する国内における担保の状況は以下のとおりと考えられる。

【F 条約特有の知識】 第 13 回検討会（令和 6 年 1 月）資料に基づき作成

STCW-F条約特有の知識	知識の内容	知識の担保状況
航海に関する緊急時の対応	・ 漁具が海底又は他の障害物に固着した際にとるべき非常措置に関する知識	水産系教育機関においては、座学（漁船運用学、漁船安全学、漁具力学等）及び関連の実験科目、乗船実習で担保可能
海上における人命の安全確保と海洋環境の保護のための法的要件と手段に応じた管理と監視	・ 漁船の安全に関連した国際条約に基づく責任 ・ 漁船内の人員の安全及び健康に関する国際文書の知識 ・ 水産資源の責任ある保全、管理及び開発に適用可能な原則及び国際基準 ・ 違法・無報告・無規制（IUU）漁業との闘いに関連する主要な国際文書及びツールに関する知識	水産系教育機関においては、座学（漁船概論、漁船運用学、漁船安全学、国際漁業論、資源管理論、漁業情報解析学等）及び乗船実習で担保可能
漁船の操船	・ 操業中の漁船の安全に悪影響を及ぼす要因に特に注意した操業中の操船に関する知識	水産系教育機関においては、座学（漁船概論、漁船運用学、漁船安全学、漁具漁法概論、漁具力学等）、及び関連の実験科目、乗船実習で担保可能
汚染防止要件遵守の確保及び海洋環境の保護	・ 漁業が環境に与える影響に関する知識	水産系教育機関においては、座学（漁船概論、漁具漁法概論、水産資源環境学、海事法規一般等）、乗船実習で担保可能
船舶の耐航性の維持	・ 復原性データ、復原性・トリムに関する表及び事前に計算された運航条件を利用する能力 次の知識： ① 載荷重量が復原性に及ぼす影響、② 漁具の操作が復原性に及ぼす影響、③ 追い波及び横波におけるリスク	水産系教育機関においては、座学（漁船運動力学、漁具力学等）、乗船実習で担保可能 ※①と③については、水産系教育機関の先生方からは共通との意見もあり
法的要件を遵守するための監視	・ 違法・無報告・無規制（IUU）漁業との闘いに関連する主要な国際文書並びに水産資源の責任ある漁業及び開発に関する関連国際文書での基本的で実際的な知識 ・ 水産業の持続可能な発展の重要性の理解	水産系教育機関においては、座学（漁船概論、国際漁業論、資源管理論、漁業情報解析学等）及び乗船実習で担保可能
漁労に従事する場合において、当直の職員が適切に措置すべき事項	・ 漁労に従事する他の船舶及びその漁具並びに自船の操縦性能（特に、漁具を舷外に展開した航海速力時における停止距離及び旋回径） ・ 残骸その他漁具に危険を及ぼす恐れのある水中障害物	水産系教育機関においては、座学（水産音響学、漁船概論、漁船運用学、漁船安全学、漁船運動力学、漁具力学等）、乗船実習で対応可能。 ※漁船特有だが、商船においても共通と考えられる知識があるとの意見もあった。 ※いずれも乗船実習や各漁船の漁法に応じた対処方法の習得等で対応することが必要

【今後の方向性】

- 上記の各知識については、現行の水産系教育機関の教育課程において、座学や乗船実習の中で対応されており、水産系教育機関の卒業生については知識要件を満たしていると考えられるものの、現行の教育課程の内容で十分であるか精査を行う必要がある。
- これらの水産系教育機関における当該知識要件に関する講義時間数を明確に示すことは困難であるが、当該知識を含む講座の全体時間数の 1 割程度とみなすことも一案である。
- 一方で、商船系の教育機関やこれらの卒業生（既に W 免状を取得している者）については、当該知識要件を満たすための講習等を受講させる必要がある。

- また、既に漁業に着業している者については、可能な限り漁業者の負担の少ない方法（e-ラーニング等）で講習を実施することで、知識要件を満たす必要がある。
- 上述の事項を踏まえ、実際の講習の時間数・内容については、そのあり方も含め、引き続き検討が必要であると考えられる。

② 乗船履歴のあり方（練習船による乗船履歴の短縮）

職員法では、海技試験の受験資格として必要な乗船履歴について、資格の種別ごとに必要な乗船履歴の期間を定めており、船員教育機関の卒業者以外の者については、W条約で必要とされる36ヶ月の乗船履歴を求めている。

また、船員教育機関の卒業者であって必要な乗船履歴の期間（12ヶ月）を満たしていない者（例えば、海技教育機構の学生）にあつては、履歴限定を付すことにより資格取得が可能となっている。

W条約と改正F条約では資格証明のために求められる乗船履歴の期間が異なったものとなっているとともに、改正F条約では船長や甲板部職員に対して「漁船」に乗り組んだ履歴が求められている。（一部について商船や練習船の履歴で代替可。）

【今後の方向性】

- （3）における今後の方向性にあるとおり、機関部職員及び無線通信士については、W条約に基づく資格証明書をもって乗り組みを可能とすることとしていること、また、必要な乗船履歴が漁船に限られていないことから、改正F条約に準拠した別資格を規定しないこととする。（乗船履歴に関する特段の改正は行わない。）
- 船長及び甲板部職員については、漁業練習船における訓練課程における短縮規定が設けられたことから、現行の職員法と同等の短縮がなされることを踏まえ、乗船履歴に関する特段の改正を行わないこととする。なお、F条約で求められる漁船に乗り組んだ履歴については、新たに「漁船に係る履歴限定制度」を創設することとする。

③ 練習船及び教官の要件

F条約においては、漁船の船長及び甲板部職員については、漁船に乗り組んだ履歴が求められることとなっているが、F条約が適用される「漁船」の範囲によっては、特に水産系の教育機関の学生及び教員について、F条約に基づく資格の取得や更新のために必要な要件の担保に影響が出る可能性がある。

F条約が適用される「漁船」の範囲については、船舶安全法施行規則第1条第2項の規定（下図参照）のうち、第1号及び第2号であり、水産系の教育機関における漁業練習船は第4号に該当することから、W条約が適用されることとなる。

船舶安全法施行規則第1条第2項に定める船舶		船舶検査証書上の表記		必要とされる海技資格
		種別	従業制限	
第1号	もっぱら漁ろうに従事する船舶	漁船	第1種～第3種の何れか (例) 第0種 ただし、〇〇漁業に限る。	F
第2号	漁ろうに従事する船舶であって漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの	漁船	第1種～第3種の何れか (例) 第0種 ただし、〇〇漁業に限る。	F
第3号	もっぱら漁ろう場から漁獲物又はその加工品を運搬する船舶	漁船 F条約適用外【商船】	(例) 第3種 ただし、運搬業務に限る。	W
第4号	もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であって漁ろう設備を有するもの	漁船 F条約適用外【商船】	(例) 第3種 ただし、漁業に関する (※ 練習業務)に限る ※(試験、調査、指導、取締り)	W
上記、1から4の船舶であって、20トン未満の船舶		漁船	小型第1種又は小型第2種	小型

【今後の方向性】

- 水産系の教育機関の「学生」は、練習船が「漁船」にあたらないものの改正F条約において新たに規定された「漁業練習船」として承認された訓練課程を修了すれば、F条約に基づく資格の取得が可能となっており、資格取得のための障害とはならないものと考えられる。
- 水産系の教育機関の「教員」は、練習船に乗り組むため、配乗基準上はW条約に基づく資格を求めるとともに、F条約に基づく資格取得のための教育機関の教官要件として、F条約に基づく資格を有する者であることも求めることとする。

なお、水産系の教育機関の「教員」は、「漁業練習船」においてF条約に基づく資格を受有の上、「漁業に関する事項を教授する」こととなることから、当該履歴については、漁ろうに従事した履歴と同等として扱うこと

により、F 条約に基づく資格の更新を可能とすることとする。(同等業務認定)

(5) 漁船に係る配乗基準

① 配乗基準 (20 条特例含む)

職員法では、W 条約の規定を準拠した資格証明書を受有した船舶職員の配乗基準を規定している。当該配乗基準においては、一部区域の違い(商船における「沿海区域」と漁船における「丙区域」等)はあるものの、これまで商船・漁船の別にかかわらず同一の資格体系に基づき、一律に規定しており、一律の基準に合わないものについては 20 条特例により措置を行っているところ。

一部の漁種においては、20 条特例において、配乗基準の緩和(資格の軽減、一部職員の省略等)が認められているが、20 条特例を反映させた配乗基準への見直しを行うことは、一部の漁種のみ認められている特例の内容が全ての漁種に及ぶことから、「漁船」の運航の安全性の低下に繋がるおそれがあると考えられる。

【今後の方向性】

- 漁船に係る配乗基準については、以下の事項を踏まえ、見直しを行わないこととする。
 - ・ これまでも商船・漁船の別にかかわらず同一の資格体系、配乗基準となっており、F 条約批准による影響を受けるものではないこと
 - ・ 船長、甲板部職員以外の船舶職員(機関部職員及び無線通信士)については、W 条約に基づく海技免状を持って乗り組めること
 - ・ 労働力の流動性確保の観点から、船長、甲板部職員についてもいわゆる F 条約特有の知識以外については、特段の差異を設けない資格制度とすること
- また、現行の漁船に関する 20 条特例については、これまでの特例を運用してきた状況から考慮しても一定程度の安全性は担保されていること、また、事業者の現状を考慮しても対応困難であると考えられることから、基本的に存置することとする。一方で、各 20 条特例の必要性等については、F 条約の趣旨及び目的を損なうことのないよう安全の担保に配慮しつつ、引き続き関係官労使間で随時検討を行っていくこととする。

② 承認制度

職員法では、W条約の規定に基づき他の締約国が発給した証明書について、「承認」を行うことで我が国の船舶における船舶職員として乗り組める旨を規定している。(締約国資格受有者承認制度)

現在、当該制度を利用して、多数の外国人船舶職員が日本籍船にも乗り組んでいるところ。過去にはW条約の規定に基づき他の締約国が発給した証明書の受有者が当該制度を利用し、漁船においても外国人船舶職員が乗り組んでいた実績もある。

【今後の方向性】

- F条約においても、W条約と同様に締約国資格承認制度に係る規定があることから、当該制度を導入することとする。なお、(3)①における今後の方向性にあるとおり、機関部職員及び無線通信士については、W条約に基づく資格証明書を持って乗り組めることとしていることから、F条約に基づく資格証明書を受有すべき船長及び甲板部職員に限ったものとする。
- また、(1)で示したように我が国の海技資格制度体系を維持することを踏まえ、我が国の資格水準で求められるW条約相当の要件や乗船履歴に満たない場合に運航の安全の確保の観点から必要な条件設定を行う必要があると考えられる。なお、制度の運用に当たっては、労使合意を前提とした上でその詳細について官労使で検討を行うこととする。

付属書 第1章 第1-7 規則 証明書の承認

- 1 主管庁は、他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を第1-3規則に基づく裏書により承認するため、当該締約国の定める能力の基準並びに証明書の発給及び裏書に関する要件が十分に満たされていることを確保すること。
- 2 締約国でない国又は当該締約国でない国から権限を与えられた者の発給した証明書については、承認してはならない。
- 3 主管庁は、この規則1及び第1-3規則5の要件にかかわらず、他の締約国が発給した適当かつ有効な証明書であって第1-3規則2の規定により要求される裏書がされていないものを受有する者に対し、自国を旗国とする船舶において、3箇月を超えない期間業務を行うことを必要に応じて認めることができる。ただし、裏書の申請を主管庁に提出したことに係る文書による証明を提示することができるようにしておくこと。

(6) 基本訓練のあり方

W 条約（第 6 章第 1 規則等）では、基本訓練について、内外航問わず、船舶に乗り組み、その運航において安全又は汚染防止任務に携わるすべての船員について、船内における任務を割り当てられる前に実施すべきものとして規定され、平成 29 年以降、基本訓練のうち生存訓練（救命いかだの復正等）及び消火訓練に係る実地での訓練及び 5 年ごとの能力維持証明を必要とする措置が加わったところであり、これらの内容は船員法体系において担保している。

漁船については、将来の F 条約の締結を見据え、国土交通省の通達において、別途通知するまでの間、船舶所有者が船員に対し基本訓練（生存訓練（救命いかだの復正等）及び消火訓練に係る実地での訓練及び 5 年ごとの能力維持証明を除く。）を実施しなければならないこととされている。

① 訓練対象者及び訓練内容

F 条約における基本訓練は、当該漁船で雇用されている又は職務に就いているすべての漁船員について、生存訓練（救命いかだの復正等）及び消火訓練に係る実地での訓練及び 5 年ごとの能力維持証明を含め、W 条約と同様に実施することが求められ、訓練の内容については、漁船で見られやすい危険・リスク軽減に関する知識や漁具等の正しい処分方法等、F 条約特有の事項が一部追加されている。

【今後の方向性】

- 基本訓練の対象者は、すべての漁船員とする。
- 基本訓練は、生存訓練（救命いかだの復正等）及び消火訓練に係る実地での訓練及び 5 年ごとの能力維持証明を含めた W 条約と同様の内容に加え、漁船に見られやすい危険・リスク軽減に関する知識や漁具等の正しい処分方法等の F 条約特有の事項を追加した内容で実施する。

② 対象船舶の範囲

F 条約における基本訓練について、主管庁は、長さ 24 メートル未満かつ／又は限定水域のみを航行する漁船について、適切と認める範囲内で要件の一部を免除できることとなっている。（24m=300 国際総トン）

なお、本検討会において、内航船における適用範囲を踏まえ、対象船舶の範囲の下限值として「20 トン」が適当とする意見や、安全性を考慮し、「20 トン未満の小型船も対象とするべき」との意見が示されているところである。

【今後の方向性】

- 訓練の対象船舶は、基本訓練が航行の安全に関わるものであることを踏まえ、以下のとおり段階的に義務付けを行うこととする。
 - ・ F 条約における適用免除の対象外である「限定水域外を航行し、かつ国際総トン数 300 トン以上の船舶」については改正条約の発効当初から義務付けを行う。
 - ・ 「限定水域外を航行し、かつ国際総トン数 300 トン以上の船舶」以外の船舶については、実地での訓練が必要となる生存訓練及び消火訓練の訓練機関での円滑な実施体制等も考慮し、段階的に義務付けを行う。
 - ・ 対象船舶の範囲の下限值については、本委員会における意見も踏まえ、現状の内航船における適用範囲を踏まえた「20 トン」を基本に検討するほか、その他詳細事項を含め、関係者の意見を伺いつつ、訓練内容の具体化に向けた検討を行う。
 - ・ 漁船の事故状況の実態を鑑み、引き続き、上記により免除とする船舶についても、実地での訓練及び5年ごとの能力維持証明を求めない従来の基本訓練の実施を求める。

IV. おわりに

F 条約の締結は、批准要望を行った漁業界にとってのみならず、我が国を含む世界共通の目的である海上航行の安全の確保の観点からも望ましいものと考えられる。

本とりまとめを行うにあたり、関係者間において専門的な知見に基づく十分な議論を行うことができ、我が国が本条約を批准するために必要な一定の結論を得られたものと考えられる。

今後は、本とりまとめの内容を踏まえ、法令改正等の必要な措置を進めていくこととする。この際、本とりまとめにおいては現時点で明確な結論が記載されていないものや本とりまとめに記載されていない事項であっても措置が必要と考えられるものがあつた場合には、必要に応じ、関係者間で検討を行うこととする。

最後に、引き続き関係者間で協力し、本条約を締結することによるメリットを最大限に発揮できるように具体的な措置を進めることで、漁船のみならず海上航行全体の安全の確保が図られることを期待し、本とりまとめの結びとする。

STCW-F 条約国内法制化検討会 委員名簿

(第 14 回検討会[令和 6 年 5 月 27 日]時点)

(五十音順、敬称略)

秋本 真彦	(一社) 日本トロール底魚協会事務局長
井上 寛信	全日本海員組国内局国内部副部長補
岩瀬 恵一郎	(一社) 日本旅客船協会労海務部部長
遠藤 飾	全日本海員組合政策局総合政策部長
岡野 祥士	全国水産高等学校実習船運営協会理事長
小栗 健司	日本かつお・まぐろ漁業協同組合指導部長
木上 正士	(一社) 大日本水産会参与
巢籠 大司	(独) 海技教育機構企画調整部研究国際課長
高橋 健二	全日本海員組合水産局長
取香 諭司	(一社) 全国漁業無線協会専務理事
中谷 俊彦	富山高等専門学校教授
納富 善裕	(一社) 全国近海かつお・まぐろ漁業協会代表理事専務
座長 羽原 敬二	神戸大学リサーチフェロー
藤田 真悟	全国漁業協同組合連合会漁政部長代理
藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
藤村 弘	(一社) 日本船主協会海事人材部長
逸見 幸利	日本内航海運組合総連合会海務部部長
宮本 佳則	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科研究院教授
渡辺 裕之	全日本海員組国際局国際部長

○オブザーバー

松島 功記 HTW 小委員会コレスポンドンスグループコーディネーター